

# 海外建設プロジェクトにおける 日系元請建設企業の裁判判例の分析

溝口 達也<sup>1</sup>・稲村 肇<sup>2</sup>・日比野 直彦<sup>3</sup>

<sup>1</sup>正会員 清水建設株式会社（〒104-8370 東京都中央区京橋2丁目16-1）

E-mail:t-mizoguchi@shimz.co.jp

<sup>2</sup>フェロー会員 政策研究大学院大学教授 大学院政策研究科（〒106-8677 東京都港区六本木7-22-1）

E-mail:hajime.inamura@gmail.com

<sup>3</sup>正会員 政策研究大学院大学准教授 大学院政策研究科（〒106-8677 東京都港区六本木7-22-1）

E-mail:hibino@grips.ac.jp

本研究は、情報が公開されている紛争解決手段として裁判を対象とし、日系元請の国際建設裁判の実態を明らかにすることを目的に判例の調査・分析を行った。対象とした判例は、米国・英国・シンガポールを中心とした日系元請が当事者である事例20件と、比較対象として海外元請が当事者である事例20件の合計40件である。日系元請は下請負者から起訴されるケースが多く、争点に着目するとその多くが Adjudication の正当性に関するものであることが明らかとなった。また、発注者との裁判においても裁判所の裁量権の有無などの法律の問題が争点になる事例が多く見られる結果が得られた。さらに、個別事例分析では、日系元請が下請負者に対して有する権利を把握し、主張することの重要性が示唆された。

**Key Words** : 裁判, 判例, 元請負者, 発注者, 下請負者

## 1. 序論

建設工事は、一般的に規模が大きく複雑であり、自然条件、地質条件、地下埋設物に関する条件、近隣他工区との干渉等、多くの予見できないリスクが内在する。それらを契約で完全に規定することは不可能であると言っても過言ではない。この為、工事着工後に契約当事者間での主張の対立が頻繁に生じる。特に、海外建設プロジェクトでは紛争に発展することは稀ではない。例えば、掘削を開始した際、想定していた地質条件と異なる状況が明らかになった場合、「その掘削単価はどう扱われるのか」や、「その影響による工期延長が認められるのか」などがこれに当たる。紛争当事者として建設企業と対するのは、発注者のみならず、下請負者やコンサルタント、保険会社などが含まれる。

日本国内においては、建設請負契約の原則を、建設業法第18条で「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない」としている。これは信義則に基づいて紛争を解決するという立場をとるものである。

日本国内の建設需要の縮小に伴い、日本建設企業の国外市場への進出が求められていることは言うまでも無い。海外市場拡大や持続的受注にあたり、日本建設企業はこの紛争に関わる問題を避けることはできない。しかしながら、これまで国内市場で当然のこととされてきた「相互信頼」の原理のもとで働いていた日本建設企業が、紛争の頻度が比較的高い海外市場で活躍するためには、海外の建設紛争解決の実態について現状を正確に把握することが重要である。

大本<sup>1)</sup>は、建設請負契約を不完備契約として位置づけ、リスク分担の観点から適当な契約構造の内容を明らかにし、契約の不完備性から生じる建設契約紛争の効率的な解決方法に関してゲーム理論を用いて分析している。建設請負契約における国際的な標準建設契約約款である FIDIC (Red Book) と国内で最も一般的に用いられている公共工事標準請負契約約款をリスクマネジメントの観点から比較し、内生的リスクに関しては大きな差異が存在することなどを明らかにしている。

趙<sup>2)</sup>は、1989年から2008年における、12のシンガポールの指定下請負者（以下、NSC : Nominated Sub-Contractor）に関する建設裁判判例から、海外建設プロジェクト

におけるコントラクター間の紛争の実態を明らかにしている。判例の分析の結果、NSCに関する紛争は、主にプロジェクトの主体間の責任と業務範囲に関しての不十分な理解によって発生していることを示した。

海外建設協会<sup>3)</sup>は、国際建設プロジェクトにおける契約管理能力向上を図るための手引きとして、「国際契約プロジェクトの契約管理 基礎知識と実務」を2000年に発行、2009年に改訂した。その第2部では契約管理の実務上の問題の具体的処理方法について述べられている。

国土交通省<sup>4)</sup>では、平成24年度に、海外建設プロジェクトにおける契約管理検討事業の一環として、紛争事例の判例研究を実施した。公開されている裁判例・仲裁判断例から29件選択して、事案の概要、主な論点について解説している。対象国としては日本の建設企業が従事することの多いアジアの国々を中心に選ばれており、コンロー（英米法）及びシビルロー（大陸法）の双方から選択されている。しかしながら、対象となっている29件において、日本の建設企業が当事者である事例は無い。また、同事業では海外において我が国建設企業に契約問題が発生している事案に関する調査も実施している。ここでは、海外建設協会会員企業によるプロジェクトのうち、2004年以降に引渡し済または現在実施中の円借款案件すべておよびその他の公共事業案件を対象とし、契約の片務性の有無、土地の引き渡しの遅れや埋設物の移設・撤去についてなどの個別の論点、工期延長や追加費用等が認められなかった事例における背景事情や契約上の問題点を整理している。

五艘ら<sup>5)</sup>は、米国におけるプロジェクトマネジメント技術レベルの実態を把握し、日本のプロジェクトマネジメント技術レベルの実態を調査し、この観点から日本建設企業の国際競争力を検証した。その結果、発注者、コントラクター、コンサルタントも含め、ソフトウェアを

活用したプロジェクトマネジメント技術を導入することが、我が国の建設産業の国際競争力向上に必要なであることを示唆している。

大野ら<sup>6)</sup>は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンの国々を対象とした実態調査を基に、日本と欧米諸国の公共工事の入札・契約方式の制度と運用上の特徴を比較・整理し、日本がこれらの諸国から学ぶべき点について取りまとめている。欧米諸国ならびに日本の公共工事における入札・契約方式および改革の方向性の観点では、民間からの技術提案の活用を推進している点では、各国とも共通であるが、制度制定の背景の相違により、公共調達改革の方向性は異なっていることを述べている。

Lim<sup>7)</sup>は、建設契約における時間の本質に関する研究で、工期延長と遅延補償に関する英連邦諸国の様々な判例をレビューした。契約条件で求められる期限内に適切な通知をすることで、紛争を防止できることを示し、契約の通知条項に厳密に従うことがいかに重要であるかを述べている。

本研究では、情報が公開されている紛争解決手段として裁判を対象とし、海外建設プロジェクトにおける日系元請建設企業（以下、日系元請）の裁判の実態、すなわち相手、争点、結果等を明らかにすることを目的とする。日系元請の海外建設裁判における課題やその背景に着目すると共に、海外建設企業と比較して紛争の勝敗結果の傾向の違いについて分析を行う。

## 2. 研究の方法と範囲

### (1) 研究の方法

紛争解決には、調停、仲裁、裁判など様々な方式があ

表-1 分析判例の抽出方法

検索サイト	キーワード							
	日系元請建設企業名							
JUTIA US Law (米国)	7/9	1/4	0/1	0/0	1/1	0/0	0/2	9/17
Fear Not Law (米国)	0/0	1/1	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	1/1
British and Irish Legal Information Institute (英国)	1/2	0/0	4/5	0/0	0/0	0/0	0/0	5/7
adjudication.co.uk (英国)	1/1 ※ <sup>1</sup>	0/0	3/3 ※ <sup>2</sup>	0/0	0/0	1/1	0/0	1/1
Singapore Academy of Law (シンガポール)	1/2	1/1	0/0	1/1	0/0	0/2	1/3	4/9
合計	9/13	3/6	4/6	1/1	1/1	1/3	1/5	20/35

るが、裁判以外はその情報が公開されていない。そこで本研究では、米国・英国・シンガポールを中心とするインターネット上で無料で公開されている裁判判例を調査対象とし、参考文献に示す判例検索サイトを使用して判例を収集した。裁判判例は、紛争の背景、原因、判決とその根拠が具体的に記載されており、紛争内容を客観的に把握する上で有効である。裁判当事者の関係、建設企業が原告か被告か、争点はどのようなものかなどについて整理を行った。調査を実施するに先立ち、判例リスト 60 件分を作成した後、日系元請建設企業が関連する裁判判例を 20 件、海外元請建設企業が関連する裁判判例 20 件について調査した。

また、日系元請に関する分析判例（20 件）の抽出方法を表-1 に示す。検索サイト毎、検索ワード毎の判例検索結果の件数を整理した。表中における数字の分子は分析採用数、分母は総検索数を示す。採用されなかった理由は、①判例が部分掲載で内容が正確に把握できない（9 件）、又は複雑な記述で内容解読が困難である（6 件）ことである。外国企業の判例に関しては多数であるため、上記と同じ基準で、検索順に日系企業と同数になるまで判例を採用した。

※1：Case19 として British and Irish Legal Information Institute（英国）で記載したため合計件数からは省略

※2：Case5, 9, 25 として British and Irish Legal Information Institute（英国）で記載したため合計件数からは省略

## (2) 調査対象範囲

日本建設企業の国際市場の多くがアジアであるため、本研究では米国・英国・シンガポールといったコモロ圏の裁判判例を中心に上げることとする。アジアでは米英法の影響を受けた国が多く、アジアにおけるコモロ圏の国は、シンガポール・香港・マレーシア・インド・パキスタン・バングラディシュ・スリランカなどが挙げられる。また、米国・英国・シンガポールといった国は、法整備が進んでおり、裁判判例を十分に公開している。

ただし、紛争解決手段としては仲裁等の裁判外の手段をとる場合の方が多く、調査対象が限定されている点に留意しなければならない。

## (3) 紛争解決の方式<sup>8)</sup>

### a) 裁判

判決は法的拘束力と執行力を持つ。裁判のメリットとしては、一般的に次のことの点があげられる。

- ・ 裁判は記録が残り、第三者も閲覧可能である。
- ・ 裁判官に訴訟の指揮を委ねることができる。
- ・ 改めて執行判決を出してもらわない必要がない。
- ・ 裁判に不服な場合、高等裁判所への控訴、更に最高

裁判所への上告と順に上訴できる。

- ・ 判例が多くあり、結果を予想できる。

### b) 仲裁

仲裁は、私人間の紛争を中立な第三者の判断で解決することに当事者が合意した、法的に拘束力のある手続きである。契約に仲裁条項が含まれている場合、当事者はクレームを仲裁に付託する権利を有すると共に、他の当事者により提起された仲裁に順ずる義務を有する。

### c) 調停

調停は、当事者による自主的解決に比重のおかれる斡旋に比べ、第三者（調停人）が積極的に当事者に介入し、場合によっては調停案を示して、その受託を勧告することにより紛争を解決しようとする手段である。

仲裁と調停の本質的な違いは、出された結論の拘束力・強制力の有無にある。すなわち、調停では、調停人は両当事者の主張を吟味して自ら妥当と考える結論を出して両当事者に提示するが、この結論を受け入れるか否かは当事者の判断に任せられ強制力がない。

### d) 裁定 (Adjudication)

裁定は、第三者が当事者間の紛争を考察し、結論を提示するもので、裁定者 (Adjudicator) は仲裁規則や裁判の規則に拘束されない。裁定は当事者間の事前の合意により、当事者を拘束することができる。

### e) FIDICにおける紛争解決の手続き

以下に FIDIC 約款 1987 年 4 版における紛争の解決手続きを述べる。もし、発注者あるいはコントラクターがエンジニアの裁量に対して不満があるときは意義の申し立てを行い、67 条「紛争の解決」に従って「エンジニアの決定 (Engineer's Decision)」を要請しなければならない。このときエンジニアは法的に純裁定者 (Quasi-Adjudicator) として契約紛争に決定を下す。この決定は契約的に即刻当事者に効力を及ぼし、70 日以内に「仲裁の通告 (Notice of Intention to Commence Arbitration)」を提出しなければ法的に最終的なものとなる。このあと実際に「仲裁」にいくまでに（仲裁の通告をだしてから少なくとも 56 日以上必要）再交渉して「エンジニアの決定」とは異なる内容の合意をすれば、「エンジニアの決定」はその効力を失う。そして、この際交渉にも失敗し「仲裁」にいったとき、仲裁判断は法的に最終的であり、当事者を拘束する。

87 年版ではエンジニアは中立的な (impartial) 立場で紛争解決に当たっていたが、実際には、ある定められた重要事項についてはエンジニアの決定・承認のためには事前尾発注者の承認を必要とするなど、中立性の確保が困難なケースが多い。このような実情を勘案して、99 年版ではエンジニアは発注者の要員の一人となり、発注者のために行動されるものと見なされる (3.1 条) こととなり、紛争の解決はエンジニアの裁定に代わって第三

者機関である紛争裁定委員会（Dispute Adjudication Board：DAB）によるよう規定された（20.2 条）。

### 3. 裁判当事者の関係に着目した勝敗結果の分析

#### (1) 当事者関係に着目した裁判勝敗結果比較

裁判当事者の関係に着目し、その勝敗結果について整理し、その分析を行った。本分析で対象とするのは、日本元請が当事者となる 20 件、及び海外元請が当事者となる 20 件の計 40 件である。元請が原告か被告か、土木工事が建築工事を区別し、日本元請と海外元請の裁判勝敗比較を表-2 に示す。また、各判例における裁判の相手が下請業者、民間工事における発注者、官工事における発注者について区別し、判例に示すように各種四角形のマークにて示す。四角形のマークの下側には、裁判が行われた国を漢字で示す（※星：シンガポール）。そのマークの上に示す数字は、各判例に付したケースナンバーである。

40 件の判例の内、土木工事が 26 件、建築工事が 14 件という内訳である。日系元請が当事者となった 20 件の内、元請勝訴が 11 件、敗訴が 9 件となっており、勝率は 55%であった。海外元請が当事者となった裁判 20 件では、元請勝訴が 11 件、敗訴が 9 件であり、日系元請の場合と同じく、勝率は 55%となった。また、裁判国について件数を整理したものを表-3 に示す。

表-3 調査判例の裁判国一覧

単位：件

裁判国	日系元請	海外元請	計
アメリカ（米）	10	6	16
イギリス（英）	5	5	10
シンガポール（星）	4	5	9
オーストラリア（豪）	1	2	3
香港（香）	0	2	2
計	20	20	40

#### (2) 元請が被告である場合

日系元請も海外元請も下請負者に訴訟を起こされるケースが多い。日系元請が被告である 9 件の内、6 件が下請負者が相手である。海外元請の場合も、被告である 9 件の内、6 件が下請負者に訴えられたものである。また、下請負者が原告であり、元請が被告である裁判の内、日系元請は 6 件中 5 件に勝訴している。これに対し海外元請は 6 件中 3 勝 3 敗という結果である。

#### (3) 元請が発注者を起訴する場合

公共工事で発注者と裁判で争うケースでは、日系元請が当事者の場合、3 件全て敗訴という結果である。海外元請の場合でも、0 勝 1 敗という結果であった。これらのケースの発注者は、具体には Washington Metropolitan

表-2 裁判勝敗結果一覧

原告	被告	建設企業の勝敗	土木	建築	計(件)
日系元請	海外の発注者・下請負者等	勝訴	6 17 25 39 ■ 米 英 米	9 ■ 英	5
		敗訴	13 14 16 20 ■ 星 米 米 米	22 23 □ 米 米	6
海外の発注者・下請負者等	日系元請	勝訴	15 18 21 ■ 米 星 米	5 10 19 ■ 英 星 英	6
		敗訴	4 8 24 □ 英 米 豪		3
海外元請	海外の発注者・下請負者等	勝訴	3 7 12 34 ■ 英 英 豪 星	11 29 32 ■ 香 星 星	7
		敗訴	26 36 ■ 香 星	28 40 ■ 米 米	4
海外の発注者・下請負者等	海外元請	勝訴	2 38 ■ 米 豪	31 33 □ 英 英	4
		敗訴	1 30 35 37 ■ 英 米 米 米	27 ■ 星	5
計(件)			26	14	40

■ 対 下請業者      ■ 対 発注者(公共工事)  
□ 対 その他(コンサル等)      ■ 対 発注者(民間工事)

Area Transit Authority, City of Los Angeles, Los Angeles Metropolitan Transportation Authority, King County (ワシントン州の自治体) が挙げられる。元請が対発注者を相手に訴訟を起こす場合、勝訴が困難であるということが言える。一方、民間工事において元請が原告の場合、全体として 7 件の内 4 勝 3 敗という結果であった。

#### 4. 日系元請と発注者との裁判に着目した分析

##### (1) 日本元請と発注者間での裁判判例

本研究で調査を実施した裁判判例の内、日系元請と発注者が当事者である判例数は 6 件である。表-4 にこれらの裁判の争点、日系元請の立場、日系元請の勝敗、裁判国及び裁判の相手を整理する。

Adjudication の正当性について争うものや、被告の証言者が裁判において証言する権利を有するかなど、契約内容そのものではなく、法律の問題を扱う裁判が 4 件 (Case9, Case15, Case16, Case17) と、多く見られるという特徴がある。以下にそれぞれの判例の概要をまとめる。尚、Case14 は 6 章で個別事例として取り上げるため、ここでは取り扱わない。

##### (2) 支払い問題から生じた Adjudication について、その正当性を争うケース (Case9)

本件は、原告の日系元請 A 建設が被告である英国ロンドンの不動産企業 B 社に対して、2001 年 11 月に Adjudication の決定に従い、321,300 ポンドを A 建設に支払うことを求めた裁判である。両当事者は、ロンドンで 3 階建てのビジネスワークスペース建設に関わる建設請負関係にあり、B 社が発注者、A 建設がその主契約者であった。排煙設備の工事について、その支払を A 建設が求めた Adjudication において、Adjudicator は B 社に支払いを命じたが、これを履行しなかったために 2001 年 9 月、本裁判に至る。B 社は、Adjudicator の判断において、管轄

権に関して誤りがあると主張したが、2002 年 1 月、最終的にはその決定を有効として扱い、異義を取り下げた。

##### (3) 発注者である市からの反訴が威圧訴訟であるかを争うケース (Case16)

日系元請 C 建設は、City of Los Angeles (以下、市) が発注する橋梁の再建プロジェクトを請け負っていた。工事完了に伴い、C 建設は市に対して支払請求をしたが、市はこれに応じなかった。C 建設は市を起訴したところ、市は C 建設の契約違反等を主張し、反訴した。その反訴は後に修正され、C 建設の詐欺行為等の 19 の訴因が市によって追加された。C 建設はこの反訴は威圧訴訟 (SLAPP) であると主張し、Trial Court に申し立てた。Trial Court は、一度は C 建設の主張を認め、市の反訴を棄却した。後に、市がこの判断に対して申立てを行い、Trial Court は先の判断を訂正し、19 の訴因の内、12 番目の訴因以外の 18 の訴因を復活させ、市の反訴を認めた。C 建設はこの判決に対して上訴したが、市の反訴は威圧訴訟であると認められず、2002 年の上訴審でも Trial Court の判決を支持する結果となった (起訴の時期については判例に記載が無い)。

##### (4) 工事遅延に伴う支払い問題について第一審裁判所の裁量権について争うケース (Case17)

日系元請 D 建設は、米国において台湾のプラスチックメーカーの関連企業 (以下、E 社) のプラントの拡張工事において、D 建設が行った作業に関する E 社の詐欺行為、契約違反などの理由で起訴した。分離裁判で陪審は D 建設の主張を認め、損害賠償を D 建設に授与する判断を下したが、1997 年、Trial Court では詐欺行為による損害等が認められない結果となり、D 建設がその判決の無効を求め、上訴に至った。D 建設の工事は契約よりもはるかに長い時間を要し、その費用は契約金額を上回った。D 建設は、遅延は E 社に起因したものであり、費用は E 社から支払われるべきであると主張している。D 建設は

表-4 日系元請と発注者の裁判

Case	争点	日系元請の立場	日系元請の勝敗	裁判国	相手
9	支払い問題から生じた、Adjudication の正当性について	原告	○勝訴	英国	英国の不動産企業
14	地下水位低減工法が契約で指定されていたか等	原告	×敗訴	米国	ワシントン首都圏交通局
15	支払い問題に関する裁判において被告の専門家が証言する権利の有するか	被告	○勝訴	米国	台湾のプラスチックメーカー
16	支払い問題から生じた裁判で市からの反訴が威圧訴訟であると認められるか	原告	×敗訴	米国	ロサンゼルス市
17	工事遅延に伴う支払い問題における第一審の裁量権の是非	原告	○勝訴	米国	台湾のプラスチックメーカー
20	入札要件の正当性、最低入札者が落札できなかった場合の入札費用の補償	原告	×敗訴	米国	ロサンゼルス首都圏交通局

さらに、E 社が複数の請負業者が同じ場所で同時に作業していることを明らかにしなかったためにスケジュールに遅延が生じたと主張している。その一方、E 社はそれらの遅延の要因はD建設の管理ミスによるものであると反論した。2000年、上訴審では、Trial Courtが裁量権を誤ったとし、その判決を差し戻すという結論を下し、D建設の主張が認められた。

#### (5) 支払い問題に関する裁判において被告の専門家が証言する権利の有無を争うケース (Case15)

本件は、本研究におけるCase17として示した裁判終了後、同じ当事者、すなわちD建設とE社が再び別の争点から争ったものである。本件では、D建設側の証言者である専門家の証言する権利の有無などについて争われた。その専門家はかつてE社に雇用されていたコンサルタントであったことなどから、E社は証言する権利はないと主張し、一方D建設は、機密情報は共有されていなかったとし、その専門家はD建設側の証言をする権利を有すると主張した。2006年、E社の主張が棄却される判決がくだされた。

#### (6) 最低入札者が落札できなかった場合の入札費用の補償について争うケース (Case20)

1994年4月、Los Angeles Metropolitan Transportation Authority (以下、MTA) は、ある地域の駅とそれに付随するトンネルを建設するための入札を求めた。最も低い入札は、米国元請F建設からのものであり、F建設が落札したが、原告である日系元請を含む共同企業体 (以下、G建設) は、その落札に抗議した。これは、F建設がDisadvantaged Business Enterprise (中小企業等の不利な条件がある企業を一定以上下請負者に加えることを求める制度。以下、DBE) の規定に関してMTAの目標を達成しなかったためである。提出された入札のどれもが適しているとはみなされず、MTAはすべての入札を拒絶す

ることとした。

1994年11月、MTAは同じプロジェクトに対して新しい入札を募集し、総入札額の30%という最小DBE目標が設定された。最も低い入札は、68,912,089ドルのG建設が提出したもので、次いで69,887,867ドルのF建設のものであった。その入札がF建設がG建設よりもほぼ100万ドル高かったにもかかわらず、F建設が落札した。G建設は再び抗議したが、MTAは、G建設ではなく、F建設がDBEの参加目標を満たしているという理由で、その選択を正当化した。G建設はMTAに対して提起し、入札費用等の損害賠償を求めた。裁判では、公的契約を不当に拒否された最低価格の入札者が、損害賠償の訴因を有しているかどうか等が争点となった。2000年、Supreme Court of CaliforniaはG建設の主張を退ける結論を下した。

### 5. 日系元請と下請負者との裁判に着目した分析

#### (1) 日系元請と下請負者間での裁判判例

本研究で調査を実施した裁判判例の内、日本元請と下請負者間の裁判は全10件である。表-5にこれらの裁判の特徴を整理する。10件中5件は下請への支払紛争に関するAdjudicationの結果に合意がなされず裁判に至るケースであることが特徴的であり、以下にそのケースの判例の内、特にレッスンが得られる3件 (Case6, 10, 24) の概要をまとめる。

#### (2) 下請への支払紛争に関するAdjudicationの結果に合意がなされず裁判に至るケース① (Case6)

シンガポールの Land Transport Authority が発注する Thomson Line に関する駅の建設プロジェクトを、原告である日系元請H建設が受注した。H建設は、落札通知書により、2006年11月7日付けで下請負者として被告のI社 (シンガポール建設企業) を任命した。I社が担当する

表-5 日系元請と下請負者の裁判一覧

Case	争点	日本元請の立場	日本元請の勝敗	裁判国
5	下請への支払紛争に関するAdjudicationの結果に合意がなされず裁判に至るケース	被告	勝訴	英国
6		原告	勝訴	シンガポール
10		被告	勝訴	シンガポール
24		被告	敗訴	オーストラリア
25		原告	勝訴	英国
21	労働災害の賠償	被告	勝訴	米国
23		原告	敗訴	米国
13	下請契約における出来高数量計算の方法について	原告	敗訴	シンガポール
18	工事不履行に伴うボンドコールの差止め	被告	勝訴	シンガポール
19	下請への支払いに関するレターのやり取りで合意が為されたか	被告	勝訴	英国

主な工事は鉄筋コンクリート工であった。落札通知書は、最終的に 2006 年 12 月 21 日に、両者の代表によって署名された。2008 年 11 月 29 日に、I 社は 1,194,593.29 ドルの支払いを H 建設に請求した。H 建設は、I 社に対して、様々な立替金 (Back Charge) が生じたとして、支払いに応じない返答をした。このため、2008 年 11 月 16 日に I 社が Adjudication を申請した。Adjudicator は I 社の申請を一部認め、444,503.18 ドルを H 建設が支払うように命じた。H 建設はこの Adjudication に誤りがあると主張し、本裁判を提起するに至った。

2014 年、裁判所は、当契約は当事者を拘束するものであり、I 社の Adjudication 申請は時期尚早であるために棄却されると判決を下し、原告の H 建設の主張を認めた。

下請契約が当事者を拘束するかどうか、Adjudication 申請が有効かどうかが本事例の争点であった。SOP 法 (Building and Construction Industry Security of Payment Act 建設支払保証法) という現地法律を正しく理解し、支払い応対がどのように為されなければならないのかを正確に把握することが重要であると考えられる。

### (3) 下請への支払紛争に関する Adjudication の結果に合意がなされず裁判に至るケース② (Case10)

2012 年 11 月 1 日の下請け契約により、日系元請 J 建設は K 社 (シンガポール建設企業) を「防火設備の設計、供給等」に関連する工事に任命した。これらの工事は、J 建設とシンガポールのメディア企業間のメディア複合施設の建設における主契約に準ずるものだった。

2016 年 6 月 3 日、前月末までの出来高 1,198,978.14 ドルを請求するため、K 社は J 建設に Payment Claim を提示した。これに J 建設が応じなかったとして、K 社は SOP 法の Adjudication を申請した。2016 年 9 月 5 日、Adjudicator は J 建設に対して、916,221.86 ドルを K 社に支払うように命じた。しかし、J 建設は支払いに応じなかったため、2016 年 9 月 19 日、K 社は J 建設に対して Adjudication の決定の実施 (支払い) を求める裁判所命令を取得した。

これに対し、J 建設は、この裁判所命令及び Adjudication を取り下げるために裁判申請を行い、裁判所はこれを認めた。下請契約では、Payment Claim の 21 日以内に Payment Response が為されることが規定されているが、J 建設は Payment Response を 6 月 3 日から 21 日以上経過した、7 月 20 日に行った。J 建設は、「下請契約によれば、Payment Claim は毎月月末に為されるべきものであり、K 社は 6 月 3 日に行ったが、本来は 6 月 30 日に行われるものである。つまり 6 月 30 日の 21 日以内である 7 月 21 日までに Payment Response をすれば良い」と主張した。すなわち、K 社の Payment Claim は時期尚早であるという立場をとった。

K 社はこの判断を不服とし、高等裁判所に上訴を行っ

た。K 社は、「J 建設は 2014 年 8 月 25 日に、出来高請求は翌月 5 日までに提出することに求める E メールを出している。これによれば、6 月 3 日の Payment Claim は時期尚早ではない。J 建設は月末に請求するという下請契約を破棄している」と主張した。

2017 年、高等裁判所によれば、K 社の主張の根拠となる E メールは曖昧さを含むものであり、明確な表現で J 建設が請求期日に関する下請契約の内容を破棄したとは言えないとした。したがって、禁反言はなく、K 社の Adjudication 申請は時期尚早であり、Adjudication の決定は無効となる判決が下され、J 建設の主張が認められる結果となった。

E メールのやり取りで J 建設が下請契約の内容を破棄したと解釈されるかどうかは本件の大きなポイントであった。そのやり取りで当事者間の明確な合意が為されるかどうか、後にそれが根拠となり禁反言の根拠とされてしまうのかどうかについて慎重に考慮しながら記録を残していくことが重要であるというレッスンが得られる。

### (4) 下請への支払紛争に関する Adjudication の結果に合意がなされず裁判に至るケース③ (Case24)

本件は、オーストラリアの Public Transport Authority が発注する、鉄道プロジェクトに関して、日系元請を含む共同企業体 L 建設とその下請負者である M 社 (米国建設企業) との争いである。被告が発注者から受注したプロジェクト実施の義務を果たすため、正式な下請契約を締結する前に原告に作業を開始するよう要請した。2004 年 4 月 20 日に被告は原告に発注指示書を発行し、作業開始を依頼した。原告が作業を開始することで、その条件が受け入れられ、後に両当事者が署名をした。原告の主な担当工事は杭打ち工であり、正式な下請契約は、2005 年 2 月に締結された。

2005 年 7 月に原告は 1,191,971 ドルを出来高請求し、被告が 433,473 ドルしか支払わなかったために、被告からの支払いを求める紛争が生じた。被告の主張は、出来高の計測に誤りがあったことや、前回の出来高請求で処理されている部分があること等であった。

Adjudicator は、当該紛争における原告と被告間の契約は建設契約法で定義される建設契約には当たらないと判断し、原告からの申請を棄却するという判断を下した。これに対して原告は、Adjudicator の判断は誤りだとして、当裁判の起訴に至った。

裁判所は、原告と被告の間で為された契約は建設契約と見なすことができ、Adjudicator が下した判断は誤りであるとの判決を下した。つまり、原告の申請が認められる結果となった。

下請負者との下請契約が法的にどのように扱われるのか、Adjudicator の権限がどこまで及ぶのかという争いで

あった。本件で扱われた建設契約法は2005年1月に施行された点にも留意されたい。2004年4月に発注内示書が発行され、2005年2月に正式下請け契約を締結したが、これらと同時期に Adjudicator の権限に関する法律が制定されたのである。元請負業者としては、契約が法的にどのように定義されることになるのかにも注意しなければならないという示唆を得ることができる。

## 6. 日系元請の国際建設紛争の個別事例分析

調査を実施した判例の内、日系元請が当事者である4件の事例について概要、判決とその根拠、得られる教訓について整理する。日系元請の紛争に対する取組みの課題を明らかにすることを目的としており、日系元請が勝訴した事例2件、敗訴した事例2件を選択した。

### (1) 日系元請が勝訴した事例① (Case18)

#### a) 概要

被告である日系元請N建設は、シンガポール陸上交通庁 (Land Transport Authority) が発注する地下鉄プロジェクトの一部として、駅とその関連トンネルプロジェクトの主契約者であった。2012年2月2日付けの下請け契約の下で、N建設はシンガポール建設企業O社を下請契約者に任命した。下請契約の合計額は 24,468,800 ドルであった。またその下請契約の条項 (第 25 条) には、契約金額の上限 5% (すなわち、1,223,440 ドル) を N 建設に留保する権利を与えた。

2013年の終わりには、O社は工事を完成するにあたり困難に直面していた。O社のキャッシュフローを緩和するため、N建設はオンデマンドボンドと引き換えに第25条に基づいて留保されている金額を解除 (release) することに合意した。2014年2月18日、O社は1,223,440ドル相当のオンデマンドボンドを調達した。

財務的な苦境により、O社は担当する作業を完了できなかった。N建設はそれらを完成させるための手配をしなければならなかったため、その費用を立て替えることになった。2015年12月8日、N建設はO社に351,574.89ドルを請求し、O社が支払いを行わなかった場合にはボンドをコールすると述べた。2016年10月3日、N建設はボンドをコールし、ボンドの支払いを要求したが、支払いは為されなかった。これに対し、2016年10月20日、O社は差止命令を申請した。

O社は3つの主な根拠に依拠して差止請求をした。ここでは2つ目と3つ目の争点について述べる。2つ目の主張は、N建設は契約上「Administrative Charges」を課す権利を有しておらず、3つ目は、N建設の back charge の算定は不合理であったという内容のものであった。2つ

目の争点について、O社は「下請契約でN建設は Administrative Charges を課す権利を認めていない」と主張したが、下請契約条項の中には下請業者に起因する損失や損害を、主契約者が請求することを認めている。3つ目の争点について、O社は、N建設が主張する back charge の中には、O社の施工範囲外の項目も含まれていたと主張した。例えば、O社は、「圧縮ガス、ガス切断作業用アセチレン」の供給には責任がないと主張したが、N建設は、下請け契約の下で「酸素と切断用に使用されるアセチレン」のコストを負担することを迅速に明示した。

#### b) 判決とその根拠

上記のように、O社は、N建設の行為に不当なものであることが、「合理的に明らかである」ことを示すことはできなかった。2017年、裁判官はO社のボンドコールの差止命令を退け、N建設の主張を認めた。

#### c) 得られるレッスン

主契約者である元請が下請契約を結ぶ際、元請者が下請業者に何を請求する権利を有しているのかを確実に把握しておくこと、下請業者の施工範囲を明らかにしておくことが不可欠であり、事実と異なる内容が相手から主張された際、適切に反論することが重要である。

### (2) 日系元請が勝訴した事例② (Case19)

#### a) 概要

2004年10月25日、主請負業者である被告の日系元請P建設は、英国にある Health and Safety Executive の工事現場に、壁仕切りを供給し設置するために、原告のQ社 (英国建設企業) と下請契約を結んだ。

その工事において、当判例では内容についての記載は無いが、Adjudication の対象となった紛争が生じた。2005年12月1日付の判決は、Q社に有利なものであり、合計181,895.60ポンドを2005年12月8日までに、P建設からQ社に支払うべきであると命じた。しかし、P建設は期日までにその金額を支払わなかった。

2005年12月13日、Q社は、P建設に以下の内容が含まれるレターを送った。「P建設が総額の181,895.60ポンドをこの手紙の21日以内である2006年1月3日までに支払う場合、Q社は、adjudicatorによって与えられた権利を完全かつ最終的に行使する (つまりこの紛争の解決に合意する)。」このレターには、“without prejudice save as to costs.” という文言が記載されており、「このレターの内容は交渉における提案のみを意図し、将来的にこの内容に拘束されるものではない」という注釈が付けられていた。これに対し、P建設は、以下のように即座にファックスで応対した。「2005年12月13日付のレターを受領したことを認め、2006年1月3日またはそれ以前に口座に入金する。」そして、実際に2006年1月3日に

181,895.60 ポンドが支払われた。

しかし、Q社は2005年12月19日に利息も含めた支払い請求手続きを開始した。Q社は、“without prejudice save as to costs.”という文言により、支払われる金額に利息を追加する権利を有していると主張した。Adjudicatorが定めた利息とは、P建設の支払いが2005年12月8日以降遅延された場合、1日あたり62.06ポンドである。当裁判の争点は、2005年12月13日と14日のやりとりで当事者間に「181,895.60ポンドの支払いのみ」の合意が為されたのか、という点である。

#### b) 判決とその根拠

2005年12月13日と14日に書簡のやり取りをした結果、両当事者間に合意が生じたと判断された。“without prejudice save as to costs.”という文言が記載されていたとしても、そのレターの翌日に、P建設がQ社の申し込み（offer）を受け入れて（accept）いるため、両当事者間で完全に合意が為されたと思なされたのである。当該合意の主要な条件は、P建設が2006年1月3日までにQ社に「181,895.60ポンドのみ」を支払うことであった。この合意は、金利その他何らかの方法で追加的な金額の支払いが生じることを規定していない。以上のことから、2006年、原告であるQ社の主張は棄却された。

#### c) 得られるレッスン

2005年12月13日のQ社のレターに対して、14日に明確に「いつまでにいくら支払うか」を宣言し、Q社の申し込みを承認した点が重要であった。これにより、両当事者間で合意が為されたということが証明され、裁判官もそのように判決を下した。争う金額が少額であっても、訴えられるケースもあり、日々のレターの応酬をおろそかにせず、自らの主張や立場をはっきりとさせておくことが大切であるというレッスンが得られる。

### (3) 日系元請が敗訴した事例① (Case13)

#### a) 概要

この上訴裁判は、シンガポールでの堤防建設における、使用したフィルタークロスと掘削した花崗岩の数量の計測方法に関するものである。設計数量に対して20%を超えた施工量について、日系元請R建設が下請負者であるS社（シンガポール建設企業）との間で支払いに関する問題が生じた。High Courtでは、下請負者有利の判決が下され、R建設に対して総額2,068,272.06ドルを支払うように命じる判決が出た。これに対してR建設が上訴を行ったものが本件である。

当プロジェクトは、シンガポールの公的機関であるThe Housing and Development Boardが発注者であり、1974年4月22日にR建設が主契約者として約8,900万ドルでランプサム契約を結んだ。

1974年7月13日、R建設は被告S社と下請契約を結ん

だ。これにより、S社は仮設の排水工事のために、フィルタークロス敷設と花崗岩の供給・設置をすることとなった。ここで最も重要な点であるのは、主契約はランプサム契約であったが、下請け契約はmeasure and value contractであるということである。S社は、下請け契約の通り、フィルタークロスの施工数量も花崗岩の供給および設置数量も実施工を計測して決めると主張した。一方、主契約者のR建設は設計数量に基づく支払いをすると主張した。

#### b) 判決とその根拠

下請契約を結ぶ際、R建設はその契約内容のすべてを受け入れるという印象をS社に与えることにより、内容を改訂する機会を失ったのである。このため、R建設が施工数量は測定によるという契約条件を受け入れていないと主張することはできない。これを根拠とし、High CourtはS社有利の判決を下し、1987年、上訴裁判でもこれを認め、当上訴は棄却された。

#### c) 得られるレッスン

下請け契約条件の交渉において、実測定により数量を決定する方法を受け入れないという主張を明確にすべきであった。何も主張しないことで、契約条件を受け入れたと思なされてしまった。また、主契約者は、主契約と下請け契約の条件の違いについてよく考慮し、一致させるべきであったと考えられる。

### (4) 日系元請が敗訴した事例② (Case14)

#### a) 概要

本件は、ワシントンの地下鉄グリーンラインの延長に伴うトンネルの建設工事に関するものであり、被上訴人である発注者のWashington Metropolitan Area Transit Authority（以下、WMATA）と、日系元請を含む共同企業体T建設（上訴人）が1994年に契約を結んだ。この契約では、ワシントンに2本の地下鉄トンネルを建設するもので、工事金額は4,300万ドルであった。

当プロジェクトでは、トンネル施工範囲の大部分の地下水がトンネル頂部より上にあることが事前に調査されており、グラウトの地盤改良工法および、地下水位をトンネルインバートよりも2フィート低く保つための、多くの脱水システム（井戸）が必要であるとされていた。トンネルの建設中、T建設は脱水システムと掘削工の両方で多くの困難に直面したが、次の2つが特に問題となった。①WMATAによって指定された脱水システムは、地下水位をトンネルの下方2フィートまで低下させることができず、②大部分のグラウト削孔位置は地下の公的事業線を傷つけることなく、指定された場所で垂直に削孔することができなかった。T建設はこれらの困難を克服して最終的にプロジェクトを完了したが、その入札金額4300万ドルの約2倍のコストを要した。

T建設は、米国連邦地方裁判所で WMATA に対して不実表示や契約違反などを理由に訴訟を提起した。地方裁判所は、WMATA に有利な判決を下し、この地方裁判所の判決に対して、T 建設は次のこと主張し、上訴したものが本件である。①契約における脱水に関する条項の解釈を地方裁判所が誤っているという点、②グラウトの削孔に関する契約の条項を地方裁判所が誤って解釈しているという点である。これらの主張は結果的には、すべて論拠がないとされ、棄却され、地方裁判所の判決が肯定された。

①の争点は、契約が、脱水システムが地下水位をトンネルインバートより 2 フィート下に維持することを契約が要求したかどうかであり、T 建設は契約によって要求されたと主張した。②の争点は、契約図にある通りの施工では、既設埋設物を損傷することなく、グラウト削孔することができなかったことが、WMATA の契約上の保証を破ったと T 建設は主張するが、それが認められるかどうかである。

#### b) 判決とその根拠

①の争点について、上訴裁判所は、「地下水位をトンネルインバートより 2 フィート下に維持することは契約で規定されたものではない」とし、T 建設の主張を退けた。また、②の争点について、上訴裁判所は、「契約には、特定の角度で削孔しなければならないという明確な指定はなく、削孔位置は柔軟性がある」とし、両方の争点について、2003 年に T 建設の主張を棄却した。

#### c) 得られるレッスン

契約条件が曖昧な状態で工事を進めると、契約条件の解釈が発注者と請負者で異なることに起因するトラブルが生じる。入札時、プロジェクト開始前に契約条件を確実に明らかにしておくことが重要であることが本件から伺える。

## 7. 結論と考察

### (1) 分析結果のまとめと考察

本分析を通じて得られた知見とそれぞれに関する考察は以下の通りである。

- ① 日系元請も海外元請も下請負者に訴訟を提起されるケースが 9 件中 6 件と多く、日系元請はその内 5 勝であり、勝訴するケースが多い。
- ② 日系元請も海外元請も公共機関が相手の裁判では全体として 0 勝 4 敗という結果であり、勝訴することが難しい。一方、民間発注者が相手の裁判では、全体として 7 件中 4 勝 3 敗という結果であった。

元請建設企業は発注者との主契約に関するリスクマネジメント能力向上に関する調査や研究は数多く存在し、

着目されやすいが、裁判の実態においては、下請負者との争いも多いということが明らかとなった。発注者との争いでの元請が敗訴することも勿論少なくなく、対策が十分というわけではないが、主契約のみならず、下請契約についてのリスク管理の研究や取組みが充実されることが今後求められると考える。また、下請負者との裁判について、日系元請は勝訴が多いという結論を得たが、過去の事例から教訓を学び、紛争に至らないようなマネジメントが重要である。

- ③ 日系元請と発注者間での裁判において、法律に関する問題が争点であるケースが多く見られる。
- ④ 日系元請と下請負者間の裁判では、Adjudication が正当であったかどうか争点となるケースが多い。

日本建設業界として、海外進出にあたり、「日本の技術力を武器に、品質の高いものづくり」だけでは不十分であり、「契約管理も含めたマネジメントが必要である」という認識は広く持たれている。しかし、本研究が示すように、さらに「法に関する知識や紛争に対する準備」が今後求められる。

Adjudication の正当性も含め、法律に関する争点が多いという知見を得たが、この背景には、「契約条件に関する紛争は裁判外紛争解決手段で争われることが多い」ということを示唆しているのかも知れない。

- ⑤ 日系元請は訴えられた場合、自らの正当性を立証し、勝訴する事例が見られる。
- ⑥ 日系元請は契約に関するリスクマネジメント不足により発生する裁判で、原告側であるにも関わらず敗訴する事例が見られる。

自らの権利を適切に主張することで勝訴することにつながる事例や、反対にその機会を逸したために敗訴した事例を調査し、レッスンを得た。「自らがどのような権利を有しているかを把握し、それを確実に実行すること」が重要であるということが伺える。

### (2) おわりに

本研究では、情報が公開されている紛争解決手続きとして、裁判を分析の対象とした。しかしながら、実際には裁判で紛争が解決されるケースよりも調停、裁定、仲裁等の裁判外紛争解決手続きによるケースの方が多い。加えて、Adjudication の結果に異議を唱え、裁判に至るケースが多いことが本研究で示された。このことから、日本建設業界として、これまで情報が非公開であった裁判外紛争解決手段の経験の蓄積と出来る限りの共有が望まれ、それらを活用することが、海外建設プロジェクトで日系元請企業が適切なネゴシエーションで正当な権利を主張するための一助となるはずである。

謝辞：本研究を進めるにあたって、多くの皆様にご指導およびご協力いただきましたことに心より感謝申し上げます。特に、京都大学特命教授の大本俊彦様、長島・大野・常松法律事務所弁護士の井口直樹様には、貴重なご意見をいただきました。ここに示して、感謝の意を表します。

#### 参考文献

- 1) 大本俊彦：建設請負契約の構造と紛争解決に関する理論的研究，博士学位論文，京都大学，2002.
- 2) 趙宰庸，古坂秀三：海外建設プロジェクトにおける指定下請業者の紛争に関する研究 シンガポールの判例を中心に，日本建築学会計画系論文集，第 80 巻，第 710 号，pp.953-951，2015.
- 3) 一般社団法人 海外建設協会：国際建設プロジェクトの契約管理 基礎知識と実務 改訂版，2009
- 4) 国土交通省：平成 24 年度国土交通省事業 海外建設プロジェクトにおける契約管理検討事業報告書，平成 25 年 3 月.
- 5) 五艘隆志，草柳俊二，角崎由貴子，吉永光太郎：我が国建設産業の国際競争力向上の具体策に関する研究，高知工科大学，建設マネジメント研究論文集，Vol.15，2008.
- 6) 大野泰資，原田祐平：日・米・欧における公共工事の入札・契約方式の比較，会計検査研究／会計検査院事務総長官房調査課，第 32 号，pp.149-168，2005.
- 7) Tony Lim：Essence of Time in Construction Contract, The Australasian Journal of Construction Economics and Building, Vol.9, No.2, pp.1-6, 2012.
- 8) 一般社団法人 海外建設境界：国際建設プロジェクトの契約管理 基礎知識と実務 改訂版，pp.144-156，2009 判例検索サイト
- 9) 米国，JUSTIA US Law，<https://law.justia.com/>
- 10) 米国，fearnolaw，<https://www.fearnolaw.com/>
- 11) 英国，British and Irish Legal Information Institute，<http://www.bailii.org/>
- 12) 英国，adjudication.co.jp，<http://www.adjudication.co.uk/>
- 13) シンガポール，SINGAPORE ACADEMY OF LAW，<http://www.singaporelaw.sg/sglaw/>
- 14) 香港，Hong Kong Case Law，<https://www.hongkongcaselaw.com/>
- 15) オーストラリア，Australasian Legal Information Institute，<http://www.austlii.edu.au/>
- 16) オーストラリア，Supreme Court of Western Australia，<http://decisions.justice.wa.gov.au/Supreme/supdcsn.nsf/>

## A STUDY OF THE JUDICIAL PRECEDENTS INVOLVING JAPANESE CONTRACTORS IN OVERSEAS CONSTRUCTION PROJECTS

Tatsuya MIZOGUCHI

This study analyzes the judicial precedents, as a dispute resolution method in which information is disclosed, in order to clarify the reality of disputes involving Japanese main-contractors in overseas construction projects. The number of judicial precedents researched in this study are a total of 40 in mainly the United States, the UK, and Singapore, including 20 cases which involves Japanese main-contractors and 20 cases which involves overseas main-contractors as comparison. There are many cases that Japanese main-contractors are filed charges by sub-contractors, and it is clear that their issues are mainly about the vigor of Adjudication. In addition, there are many points of dispute concerning the problem about the law, such as issues whether a judge or adjudicator has discretion, in the parties between main-contractors and employers. Furthermore, in the analysis of individual cases, it was suggested the importance of understanding and asserting the rights Japanese main-contractors have against the sub-contractors.

**Key Words** : court, judicial precedents, main-contractors, employers, sub-contractors